

平成25年11月1日

職 員 各 位

八幡市長 堀 口 文 昭

平成26年度予算編成方針について

標記の件について、八幡市財務規則第5条の規定に基づき、平成26年度の予算編成は、次のとおり作成するよう通知する。

1 本市を取り巻く社会経済動向と今後の見通し

(1) 社会経済と国予算の動向

我が国は、デフレからの早期脱却、経済再生、財政再建、社会保障制度改革、東日本大震災からの一日も早い復興、災害に強い安全・安心な社会の構築など、数々の諸課題に直面している。このような諸課題を解決するため、国は「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」の「三本の矢」いわゆる「アベノミクス」を一体として、経済再生を強力に進めていくとされ、プライマリーバランスの黒字化による財政健全化を柱とした「中期財政計画」（平成25年8月8日閣議了解）を策定した。また、内閣府の月例経済報告（9月）でも、景気は緩やかに回復しつつあり、企業収益も大企業を中心に改善の兆しが見られる。また、個人消費も持ち直し傾向にあり、景気回復の動きが確かなものとなることが期待されるが、海外景気の下振れ等が我が国の景気を下押しするリスクには留意する必要があるとされている。

国の平成26年度の予算編成については、「中期財政計画」に沿って、メリハリのついた予算とするため、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化することとされている。また、国は、消費税率を平成26年4月に引き上げることを決定した。消費税率の引き上げにあたっては、税収増を社会保障の充実・安定化に充てるのみならず、平成25年度の補正予算を含め、新たな経済対策を講じることとされており、これら国の動向は地方自治体の財政運営に大きな影響を及ぼす可能性があることから、十分注視しなければならない。

(2) 本市の財政状況と今後の財政見通し

本市は、これまでの数次に亘る行財政改革の推進により、財政状況は年々改善してきている。「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率についても健全性を示しているが、単年度における財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、平成24年度決算では94.7パーセントであり、持続可能で健全な財政運営を進めていくには、まだまだ安堵できる状態ではない。そのことから、平成25年度を最終年度とする財政健全化に向けた取組み、第5次行財政改革を完遂するとともに、平成27年度からスタートする第6次行財政改革までの間、平成26年度の予算編成に際しても事務事業等の削減計画を策定し、切れ目なく見直しを行うものとする。

平成25年度における決算見通しは、歳入の市税収入では、製造業、卸売業を主とした収益の下げ止まりにより法人税割の増収は見込まれるものの、個人市民税では、少子高齢化の加速、長引く景気の低迷、雇用情勢の悪化による年間の給与水準の低下により増収が期待できない状況である。この少子高齢化の加速の影響は、個人市民税が歳入の根幹である本市の財政運営を大きく左右するものである。

一方、歳出では、国家公務員の給与減額支給措置を踏まえ、平成25年7月から平成26年3月までの9カ月間本市でも削減し、約1億3千万円の財源が捻出されるが、地方交付税と相殺されるものである。退職手当については、総額が依然として高い水準にあり、これは平成30年度まで継続するものと見込まれる。退職手当の財源は借入金等で確保しており、借入金残高も平成25年度末で32億円に達する見込みで、その元金償還も平成24年度から開始し、公債費が増加傾向にある。また、この退職手当の借入金は平成27年度までの特例であり、それ以降は、基金もしくは税等の一般財源で賄わなければならない。さらには、高齢社会の進展による社会保障関係経費等が引き続き増加することが見込まれ、子育て支援施策、既存公共施設の耐震化・老朽化対策を始めとする防災・減災対策事業の促進など、今後の財政需要に備えて、基金への積み立てなど、財源確保が必要と考える。なお、この間、基金の総額が増加しているのは、本来一般財源で賄うべき退職手当を借入金で財源確保していることが一因である。

平成26年度については、消費税率の引き上げに伴い、地方消費税交付金で増収が見込まれるが、地方交付税の総額が前年度比1.8パーセントの削減が見込まれ、税制改革を含めた社会保障・税の一体改革への対応により財源の確保は不透明な状況である。また、少子高齢化による扶助費や医療費などの社会保障関係経費の累増に加え、防災・減災事業の促進や都市基盤の整備など必要不可欠な施策を進めていかなければならない。さらには、福祉や子育て・教育施設等の充実のほか、市民サービスの向上に向けた施策を推進していかなければならないことから、本市を取り巻く財政状況は依然として厳しい。

平成26年度の予算編成においては、こうした状況を十分認識し、次に掲げる考え方に沿って取り組むものとする。

2 予算編成にあたっての基本的な考え方

平成26年度予算編成においては、「第4次八幡市総合計画後期基本計画」を着実に推進するとともに、将来を見据え、将来世代に負担を強いることがないよう簡素で効率的、持続可能な健全な財政運営を構築するために、次の考え方に基づき施策を展開する。

(1) 第4次総合計画後期基本計画の着実な推進

京都府と力を合わせながら、第4次総合計画後期基本計画の実現に向け、定められた七つの基本目標、なかでも、教育、活力、安心・安全を軸とし、また、平成26年度はこれに加え健康づくりにも力を入れ、これからのわがまち八幡づくりを進める。この総合計画に示された基本目標の実現に向け、市民と市の役割を明確にし、市民と行政の力で、新しい八幡を開花させ、市民一人ひとりが輝く、市民と協働したまちづくりをめざす。

計画の着実な推進にあたっては、計画を見つめ直し、次の基本目標に向かって取り組むこととする。

- ① 人権を大切にし、みんなが力をあわせてまちづくりを進めるまち
- ② 次代を担う人づくりを進め、文化芸術を守り育てるまち
- ③ 豊かな自然を守り、循環型の社会づくりを進めるまち
- ④ だれもが明るく元気に暮らせるまち

- ⑤ 人がつどい、活力あふれるまち
- ⑥ 安心して暮らせる安全で快適なまち
- ⑦ 計画の実現に向けた取組や体制の強化

(2) 行財政改革の取組

地方自治法第2条第14項に規定されている「最少の経費で最大の効果を上げる」という自治体運営の基本原則のもと、第5次行財政改革実施計画を完遂するとともに、「平成26年度予算編成に向けた行財政改革の取組」の成果を予算に反映させ、将来の財政負担を抑制するため次の点に主眼を置くこととする。

- ① 市民への説明責任を果たすために、職員一人ひとりが常にコスト意識を持って、次の事項に留意しながら積極的に事業の見直しに努めること。
 - ア 目的の妥当性や行政が担う必然性があるか
 - イ 投入される行政資源に見合った効果が得られるか
 - ウ 優先性・緊急性が認められるか
- ② 市民と行政とが「協働」し、対等の立場で共通の目標を達成することが必要である。そのため、単に行政の補完的な「協働」ではなく、市民の英知が結集できる「協働」のあり方を念頭に置き、既存の事業の見直しや再構築を行うこと。
- ③ 施策を展開するに当たり、受益者に適正な負担を求めることは、市民間の公平を図り、総合的に行政サービスの向上にも繋がっている。必要なサービスを迅速かつ適正な費用負担のもとで提供することを検討し、事業の見直しを行うこと。
- ④ 国・府の動向を十分注視し、財源の確保に最大限努力すること。また、国・府の助成等が削減・縮減される事業については、事業の見直しを検討すること。特に、新たな事業を展開する場合については、必ず既存事業の見直しを行い、財源の確保に努めること。
- ⑤ 限られた財源と人員で課題の解決に取り組まなければならない。そのことから事務の効率化に努めることは当然のことであり、事業の必要性を市民に十分説明ができるよう事務事業をさらに見直すこと。

以上のことを踏まえ、「来たい 見たい 住みたい」そんなわがまち八幡づくりを目指した予算編成となるよう全職員一丸となった取り組みを強く期待する。